

令和 3 年 度

二本松市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

二本松市監査委員



4 監 第 2 0 号
令和 4 年 8 月 9 日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守 岡 健 次

二本松市監査委員 佐 藤 有

令和 3 年度二本松市財政健全化及び経営健全化審査意見について
(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和3年度 財政健全化審査意見書

第1 審査基準

本審査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

第2 審査の概要

1 審査の種類（根拠法令）

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

2 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

- （1）実質赤字比率
- （2）連結実質赤字比率
- （3）実質公債費比率
- （4）将来負担比率

3 審査の実施日程等

- | | |
|------------|--------------------|
| （1）審査の期間 | 令和4年7月26日～令和4年8月9日 |
| （2）監査委員審査 | 令和4年8月9日 |
| （3）審査の実施場所 | 監査委員事務局 |

4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

5 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するとともに、関係職員から説明を受け、質疑等を行った。

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	—	12.62	
② 連結実質赤字比率	—	—	17.62	
③ 実質公債費比率	8.9	9.3	25.0	
④ 将来負担比率	45.5	57.2	350.0	

※「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和3年度の決算に基づく実質赤字比率については、実質赤字額はなく、比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和3年度の決算に基づく連結実質赤字比率については、連結実質赤字額はなく、比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率について

令和3年度の決算に基づく実質公債費比率は8.9%で、前年度と比較すると0.4ポイント下回り、改善されている。また、早期健全化基準25.0%と比較すると16.1ポイント下回っており、ここ数年0.3～0.7ポイントの範囲で改善されてきている。今後もより一層の財政運営の健全化に取り組み、更なる改善に努められたい。

(4) 将来負担比率について

令和3年度の決算に基づく将来負担比率は45.5%で、前年度と比較すると11.7ポイント下回り、改善されている。また、早期健全化基準350.0%と比較すると304.5ポイント大きく下回っている。今後もより一層の公債費等の負担低減に取り組み、更なる改善に努められたい。

令和３年度 経営健全化審査意見書

第１ 審査基準

本審査は、二本松市監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠し実施した。

第２ 審査の概要

１ 審査の種類（根拠法令）

各公営企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項）

２ 審査の対象

令和３年度決算に基づく各公営企業会計及び各事業特別会計資金不足比率

- （１）二本松市水道事業会計
- （２）二本松市下水道事業会計
- （３）二本松市工業団地造成事業会計
- （４）二本松市宅地造成事業会計
- （５）二本松市公設地方卸売市場特別会計
- （６）二本松市佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計

３ 審査の実施日程等

- | | |
|------------|--------------------|
| （１）審査の期間 | 令和４年７月２６日～令和４年８月９日 |
| （２）監査委員審査 | 令和４年８月９日 |
| （３）審査の実施場所 | 監査委員事務局 |

４ 審査の着眼点

各公営企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、書類が適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

５ 審査の主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するとともに、関係職員から説明を受け、質疑等を行った。

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された各公営企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	資金不足比率(%)		経営健全化 基 準 (%)	備 考
	令和3年度	令和2年度		
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0	
下 水 道 事 業 会 計	—	—		
工 業 団 地 造 成 事 業 会 計	—	—		
宅 地 造 成 事 業 会 計	—	—		
公 設 地 方 卸 売 市 場 特 別 会 計	—	—		
佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計	—	—		

※「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

2 個別意見

各公営企業会計及び各事業特別会計にも資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。ただし、一般会計からの繰入れがあることから、より一層の自主財源の確保及び安定した事業経営に努められたい。